

利用者負担額表 小規模保育施設用

(標準・短時間認定用)

令和3年4月分～令和3年8月分保育料 = 令和2年度市民税を基に算定
 令和3年9月分～令和4年3月分保育料 = 令和3年度市民税を基に算定

令和元年10月1日改正

単位:円

算定対象となる子どもの年齢上限	階層区分		保育標準時間		保育短時間		第3子以降
			3歳未満児		3歳未満児		
			第1子	第2子	第1子	第2子	
年齢制限無し★	1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0
	2-1	市民税非課税世帯	ひとり親等	0	0	0	0
	2-2			0	0	0	0
	3-1	市民税所得割額 非課税世帯 (均等割のみ)	ひとり親等	3,500	0	3,400	0
	3-2			8,100	4,000	7,900	3,900
	4-1	市民税所得割額 10,000円未満	ひとり親等	4,900	0	4,700	0
	4-2			10,800	5,400	10,500	5,200
	5-1	10,000円以上 48,600円未満	ひとり親等	5,300	0	5,200	0
	5-2			11,700	5,800	11,400	5,700
	6-1	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親等	7,200	0	7,000	0
	6-2			14,400	7,200	14,100	7,000
	6-3	57,700円以上 60,700円未満	ひとり親等	7,200	0	7,000	0
	6-4			14,400	7,200	14,100	7,000
	7-1	60,700円以上 72,800円未満	ひとり親等	8,100	0	7,900	0
	7-2			16,200	8,100	15,800	7,900
	8-1	72,800円以上 77,101円未満	ひとり親等	8,100	0	8,100	0
	8-2			18,000	9,000	17,600	8,800
	8-3	77,101円以上	84,900円未満				
	9	84,900円以上	97,000円未満	19,800	9,900	19,400	9,700
	10	97,000円以上	115,000円未満	21,600	10,800	21,100	10,500
11	115,000円以上	133,000円未満	26,100	13,000	25,600	12,800	
12	133,000円以上	151,000円未満	29,700	14,800	29,100	14,500	
13	151,000円以上	169,000円未満	33,300	16,600	32,600	16,300	
14	169,000円以上	202,000円未満	38,700	19,300	37,900	18,900	
15	202,000円以上	235,000円未満	43,200	21,600	42,300	21,100	
16	235,000円以上	268,000円未満	46,800	23,400	45,900	22,900	
17	268,000円以上	301,000円未満	48,600	24,300	47,700	23,800	
18	301,000円以上	349,000円未満	50,400	25,200	49,500	24,700	
19	349,000円以上	397,000円未満	52,200	26,100	51,300	25,600	
20	397,000円以上		55,800	27,900	54,800	27,400	

★令和元年10月から、【6-4】、【7-2】、【8-2】～【20】階層の世帯の子どもについて、交野市独自で、兄弟を数える際の年齢制限を撤廃しているため、世帯の状況に関わらず、対象の子どもが第2子の場合は「半第3子の場合は「無料」になりました。(注：算定対象になる子どもは、生計が同じであることが条件です。)

※上記の階層について、国の基準では、対象子どもが「小学校に上がるまでの兄弟から教えて何人目にあたるか」で数えることとされています。

【備考】

市民税所得割額の算定については、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を適用しない。

【減額】

1. 8-1階層以下のひとり親等(母子・父子世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯)の利用者負担額は軽減したものを表示。

2. すべての階層について、第3子以降は0円とする。

(注) 算定対象となる子どもは保護者と生計を一にするものとする。